第8回猪名川部会(1/27)意見聴取の部における意見発表候補者について

1 意見発表候補者選出の流れ

・ 12月初旬~12/20 流域委員会による一般意見募集を実施

(詳細は資料4「一般からの意見聴取の結果概要」を参照下さい)

・ 年末~1/11 集まった意見を部会委員に送り、推薦意見を10件以内で選出頂く

・ 1/12 委員推薦結果をふまえ、部会長および部会長代理によって候補者を選出

・ 1/15~ 候補者に意見発表のお願いをする

・ 1/18第7回部会にてこれまでの経緯を説明

1/27
第8回部会にて10名程度の方に意見発表頂く

2 猪名川部会委員による推薦結果

下記の流れで委員からの推薦を集計した。結果を別表 (P3) に示す。

委員には 10 意見以内で推薦する意見を選出頂いた。うち、3 件以内で強く推薦する意見を選出頂いた。

強く推薦を受けた意見は2点、推薦を受けた意見は1点とし、委員による推薦結果をポイント 換算した。

3 意見発表候補者の選出結果

候補者選出の考え方

候補者の選出にあたっては、下記の考え方を重視した。

委員による推薦結果を重視する。

発表者の属性や意見が偏らないように選出する。

- ・ 組織・団体 (NPO、河川関係団体、市町村など)と個人のバランス
- ・ 意見内容 (全般的な意見、治水、利用、環境、ダム等)のバランスできるだけ猪名川に関係のある意見、発表者を含める。 猪名川部会と並行して同様の候補者選出を行っている淀川部会の状況を配慮する。

意見発表候補者の選出結果および内諾状況

上記 の考え方に基づき、部会長および部会長代理によって最終的に意見発表候補者が選出され、選出された候補者へ 1/27 部会の意見聴取の部への出席をお願いした(結果は次頁参照)。

1/27 猪名川部会における意見発表候補者一覧

		受付番号	猪名川	内諾結			意見内容		
	属性	注1	との関係 注 2	果 注 3	全般的	治水	利用	環境	ダム等
第1	組織・団体	141(13)							
候補	(NPO)								
	組織・団体	213(1)							
	(関係団体)								
	個人	139(7)							
	個人	110(1)							
	個人	178(4)							
	個人	97(2)		×					
	個人	79(4)		×					
	個人	181-01							
		(3)							
	個人	126(2)		×					
	個人	212(6)		×					
第 2	組織・団体	199(7)							
候補	(関係団体)			注4					
	組織・団体	200(2)		-					
	(NPO)								
	個人	148(2)		-					
	個人	69(5)		-					
	個人	138(1)		-					
	個人	99(3)		-					
	個人	52(2)		-					
	個人	86(3)		-					
	個人	10(1)		-		-			

注1:カッコ内は委員推薦による獲得ポイント数

注2: 意見内容が猪名川に関係

居住地または所在地が猪名川流域

注3:H14.1.15 現在 1/27 出席頂ける

返答待ち

×出席頂けない(日時の都合が合わないため)

- 連絡していない

注4:河川利用についての意見候補者が両方とも出席頂けないため、第2候補である199に出席 をお願いした。

表 委員による推薦結果(推薦ポイント順)

		正局加木 ()正	推薦委員		推薦ポイント合計	候補者選出結果
受付No. 	枝番号	所属分類	強く推薦	推薦	(注1)	(注2)
141		NPO	5	3	13	0
139		個人	3	1	7	0
199		河川利用	2	3	7	0
212		個人	1	4	6	0
069		個人	1	3	5	0
079		個人	0	4	4	0
178		個人	1	2	4	0
181	-01	個人	0	3	3	0
086		個人	1	1	3	0
099		個人	0	3	3	0
198		個人	1	1	3	
107		NPO	1	1	3	
097		個人	0	2	2	0
126		個人	0	2	2	0
052		個人	0	2	2	0
148		個人	1	0	2	0
200		NPO	1	0	2	0
181	-05	個人	1	0	2	
101		個人	1	0	2	
142		個人	0	2	2	
150		個人	1	0	2	
156		個人	1	0	2	
110		個人	0	1	1	0
213		河川利用	0	1	1	0
010		個人	0	1	1	0
138		個人	0	1	1	0
026		個人	0	1	1	
059		個人	0	1	1	
165		個人	0	1	1	
207		個人	0	1	1	

注1:強く推薦を2点、推薦を1点として算出した

注2: ◎第1候補者、○第2候補者

意見発表候補者(第1候補、第2候補)の意見シート

受付番号(シート左上に記載)順に並べています。

シート上のヘッダー部分について 左から順に下記の3つを記載しています。

・意見提出者の分類

個人

NPO(NPO等の団体からの意見) 河川利用(河川に関係する団体からの意見) 自治体

- ・受付番号 意見受付順に振っている通し番号。
- ・居住地又は所在地 提言者の居住地又は所在地を記しています。

個人 010 兵庫県川西市

私は淀川区十三で生まれ育って五十五年になります。

五人家族で子供三人が飲み水を買うようになりました。

1 リットルペットボトルが月四十本以上です。洗濯したシーツを乾かすと黒い斑点が付着するようなこともしばしば・・・・。 淀川の水が特に夏は臭いがして鼻につきます。コーヒーにしてもだめです。

ある時、淀川でハゼ、ボラを釣りましたが、お腹は黒いヘドロの臭いがします。空気と水は明らかに黄信号であります。「要望点」としては水に対しては、淀川水系の工場からは廃水を浄化制度を設けてプロジェクトチームにより検査実施しては如何でしょうか?又違反業者には罰則(罰金ではなく掃除をさせる)が必要です。

淀川の堤防(水路)でコンクリートをできるだけ避けるべきです。魚が住めません。なるべく葺を拡げ、イタセンバラ、ゴカイ、水鳥がいる淀川にしてほしいと望みます。以前は置き石にドグロや川エビが泳ぎ水遊びした遠い昔を想います。

空気についても工場からの煤煙に問題があります。もっと煙をろ過して煤煙のない方法を講ずべきです。これも基準値をオーバーする企業がある様な気がしてなりません。

淀川は市民が憩う大切な場所です。土手の道には草花が生い、つくしや、よもぎの摘み草ができるように願いたいものです。

「実施現方法」

水、空気、環境を市民に対して PR、公共事業の人々、工場関係者に認識を高める事です。(ビラ配布、町内会の話題、役所よりの説明等)

水・・・・企業廃水の基準値の決め方と罰則規程の強化です。(きびしい取締りする方策を打出)

工場関係者 役所○○部 魚に影響の出るコンクリートを水路に極力使用しない。

環境パトロール班・・・役所、警察、水質関係者、川魚研究者(大学の先生)、市民

※権限を与える。制服着用(関心を高める)

市民にアピール・・・半年に一度(官報等)この様に効果をあげた成果。反面、違反会社も掲載。※公表するゴミの回収(高齢者活用)・・・ボランティアー紙幣発行(ポイント制)し、あくまでこの精神で使用店を定める事。

表彰制度・・・警察署長、区表 表彰状と記念品・・・公表

①~⑦進言申し上げます。

個人 052	大阪府枚方市
--------	--------

淀川流域についての意見

1.水系全域におけるダム建設計画の見直し

流域の水需要は不足しているのか、検討してほしい。水はすでに足りているのではないか。計画中のダムは全 て必要なのか。

流域自治体では水道料金の値上げが短期間にしばしば起こっている。しかも値上げ幅が大きい。下流の費用 負担によって行われる水資源開発について、下流住民への情報開示と費用負担に関する同意はどういうかたち で行われているか。

2.極度に都市化された水系についての特別法の制定

淀川のように上流、中流、下流域に至るまで都市化された水系は、水質汚濁がいっそう進行する。水質の浄化のための法的な特別措置を講じてほしい。

水質保全のために、①に関連して水質基準(項目、数値)を見直す必要がある。

3.支流の環境整備

淀川に注ぐ支流の水質、水辺環境共に、本流に比べて非常に劣っている。流域住民にとっての親水空間とは、淀川 本流よりもむしろ身近な支流の流れである。水量がなかったり、汚濁がひどかったり、囲いや柵で近づけなかったり、崖 の底の谷間状の一面打ちだったりすると、水への関心や親しみが養えず、水環境に無関心な住民がつくられてしまう。 水系全体それぞれの地域で水のある風景を暮らしに取り入れ、四季折々に川を守ったり、川で遊んだりする習慣や地 域交流ができる川辺を作りたい。

意見-1 淀川水系流域委員会に対する要望

河川整備計画策定に対する淀川流域委員会の役割と討議すべき項目

1. 河川整備計画策定に対する淀川流域委員会の役割

淀川水系流域委員会・各部会においては、例えば多目的ダム建設の是非、流域住民による水質保全の取組み、森林保全、上下流の交流等のように、河川整備計画策定の範囲を超えた議論がなされている。河川整備計画は、直接的には河川敷の範囲で、学識者及び地域住民の意見を得て、その地域に相応しい具体的な整備計画を策定すべきであると私は理解している。

成果としては、河川整備に係わる基本理念、基本理念に沿った整備方針、区間別の具体的な河川整備計画をまとめたイメージ図(平面・縦横断図)を示す方向であろう。

河川整備計画策定の範囲を超えた項目の取扱いは、次の通りとすれば良いと思う。

- A. 多目的ダムの建設は、河川整備基本方針(建設大臣が河川審議会の意見を聴き定める)に位置付けられる。従って、この意見は、流域委員会の立場で河川審議会に伝える。また、洪水氾濫を許容する治水計画の意見(水田地帯で、少数の家屋の嵩上げと思うが)についても、河川審議会への報告事項とする。
- B. 流域住民による水質保全の取組みは、現行の淀川水質汚濁防止連絡会(必要で有れば流域住民参加)で対応し、本委員会の意見等は連絡会に伝える。但し、河川・湖沼(ダム貯水池を含む)の水質のあり方、及び河川敷内の水質改善の取組みは本委員会で検討する。
- C. 生物生息環境改善のための森林改善、水田の用掛水路改善、休耕水田の活用、河川環境の維持・改善に係わる施策並びにボランティア活動は、別途、協議会等を設けて対応する。
- 2. 淀川水系流域委員会で討議すべき項目

淀川水系流域委員会で対応することが望ましいと考えられる項目は次の通りである。

1)流域の産業・経済を支えるための治水・利水安全度の向上に資する河川整備計画

[治水]①現行淀川水系工事実施基本計画の安全度の確保、②水田地帯で少数の家屋嵩上げと、水害保険制度の創設により洪水氾濫を許容し、産業・経済の中枢部区間の治水安全度を、更に向上させ超過洪水に備える。(河川審議会へ意見提出)

[利水]①琵琶湖を水源としない地域の利水計画1/10確率の安全性。②京都市等の下水排水を上水道用水と する淀川本川の浄水場における水質の安全性を確保する対策。

- 2)日本文化の香の高い淀川の歴史的景観・景勝地の保全・創成に資する河川整備計画 [歴史的景観]宇治川の平等院、塔の島近傍、桂川嵐山、淀川木川の鵜殿等 [景勝の地]瀬田川の鹿跳渓谷、桂川保津峡、琵琶湖八景、ダム貯水池等
- 3) 淀川流域の生物多様性を豊かに支え、琵琶湖・淀川の固有種の生息に資する河川整備計画 魚類の昇降の確保及び良好な生息環境の保全・創成(健全な栄養塩類循環の確保) 「関連事項 3①ブラックバス等の外来魚の駆逐、②生物多様性の確保に必要な河川・湖沼の水質
- 4) 河川に親しみ、生物との触れ合いを通じて豊かな人格の形成に資する河川整備計画
 - ①淀川本川の自然保全地区の徹底的な保全。②野草広場地区に河川敷自然植生を主体とした 観察園の設置。③施設公園の周辺に河川敷生態系に配慮したバッファゾーンの設置。

個人 069 大阪府交野市

意見 - 2 治水に対する基本理念

流域の産業・経済を支えるための治水安全度の向上に資する河川整備計画

必ず発生する洪水氾濫 - 治水事業の推進は不要か? -

1.流域委員会における所感

6回の淀川水系流域委員会を傍聴して、私は、流域住民の生命・財産を守る治水事業の必要性の認識が極めて低いように感じた。例えば治水のための工事はやめて、その予算を環境保全に使用する、治水事業を中止する勇気を持つ等の意見である。毎年どこかで洪水氾濫が発生している現状を考えると、私には淀川流域に洪水氾濫をもたらす豪雨が発生しないとする科学的根拠を見出せない。なぜなら現行工事実施基本計画に定める計画高水流量を安全に流下できるのは、木津川下流部のごく限られた区間のみであるからである。

2. わが国の治水事業の経緯及び治水効果

今までの治水事業の取組みは、環境への配慮が不十分なことは認めなければならないが、第二次大戦後に洪水氾濫が頻発し、多くの人命・財産及び稲作に多大の被害が発生し、速やかに洪水氾濫を防ぎ、国民の飢えを解消する必要があった。

当時の国民所得・国家財政は乏しく、治水予算が潤沢であるわけはなく、事業費と工期の面で有利な治水目的を有するダム建設が進められ、堤防は規格通りとして限られた予算で、ひたすらに堤防の延長を稼ぐ事が、この時代の要請であり、会計検査院も厳しくその方向で検査をした。このような効率的な治水事業の推進によって全国の河川の安全度が高まり、産業・経済の発展を支え日本は経済大国に発展し得たのである。

(戦後の治水事業の整備による洪水氾濫防止効果を明確に示すべきである。)

3.今後の治水事業推進のあり方

こうして河川の安全度は高まり、産業・経済の発展、個人所得の増大によって、洪水氾濫域に工場・事業所、 人口・財産等が集積した。淀川に洪水氾濫が発生すると被害は甚大であり、また生産活動が損なわれるので、 他流域及び海外の産業との競争を考慮すると、特に中小企業は立ち直れないであろう。従って、環境保全を重 視するとしても、人命・財産を守り、産業・経済活動を健全に維持するため、次の治水施策を推進すべきであ る。

現行の淀川水系工事実施本計画に定める治水施設の整備は怠りなく推進する。

人口・資産の過度に集中する区域は、早期に効果の発揮できる超過洪水対策を講ずる。

水田地帯では、少数家屋の嵩上げと、水害保険制度の創設により洪水氾濫を許容する。

4.委員会に対する要望

日本国憲法によって、人々は健康で文化的な生活する権利を有しているが、洪水氾濫はその権利を奪う。 一方、河川法は河川について洪水、高潮等による災害の発生を防止する事を目的としている。従って、堤防(洪水調節ダム)は洪水氾濫を防ぎ、氾濫域の人々の生命と健康で文化的な生活を守る砦であるので、治水機能を確保すると共に、経済大国になった今、環境に配慮した川造りが始まると考え、委員の方々は英知を傾けて、生物の視座からも望ましい河川整備計画を策定していただきたい。

個人 069 大阪府交野市

意見 - 3 河川・湖沼の水質保全に関する基本理念

生物多様性を確保する河川・湖沼の水質についての認識と河川整備計画

- *水質濃度が低くければ生物多様性が確保できるのか*
- 1.生物多様性を確保する河川・湖沼の水質についての基本理念

生物多様性を確保する河川・湖沼の水質は如何にあるべきかについて私見を述べる。

我が国の水質保全行政が公害対策として水質問題に対処したことや、河川・湖沼の水質濃度が低ければ、アユ、ヤマメ等の高級魚が生息でき、漁業経営上有利であるとする側面で水質のあり方を判断してきた。生物多様性の保全が重視される現代においては、新たな視点で水質を捉えなければならない。従って、「生物の多様な生息・生育環境の確保」するための河川・湖沼の水は、「各水域で生存する生息種が必要とする適度な栄養分(栄養塩類及び有機質)を保持する」とする視点が必要であろう。

- 2.生物多様性を確保する河川・湖沼の水質保全の方向
 - 1)生物多様性を確保する河川・湖沼の水質保全のあり方

次に、河川・湖沼の各水域における生物多様性を確保するための適度な栄養分濃度のあり方は、河川・湖沼の流域が自然的状態(人為負荷の少ない状態)であった頃の栄養分濃度が理想であり、そうするには流域の諸条件を本来の自然的状態に近づけるように復元(負荷の削減、自然浄化機能の回復)を行う必要があると考えられる。

2) 琵琶湖の水質管理と水質保全のあり方について

琵琶湖の水質類型指定は、水質測線上の中央と湖岸共に、南湖はA類型、北湖はAA類型である。「人間の 視座」では景観・水遊びの面で湖心から湖岸、果ては内湖まで、全ての湖水が清冽であることを期待する。し かし、内湖や湖岸では人為負荷のない時代でも落葉、沈水性・挺水性植物等の枯死した有機質が堆積・分解し て、湖岸周辺の有機質、無機塩類等の水質濃度を高め、また流入河川の影響によっても水質濃度は高まる。

従って湖心に比べて、湖岸、内湖は水質濃度の高いのは当然で、内湖にアオコが発生する事もあろう。この 水質濃度差が琵琶湖の「生物の多様性」を確保しているともいえよう。

これを水質環境基準点の設定で見れば、例えば湖心をAAとすると、湖岸・内湖はA或いはB類型として 指定するのが素直である。この類型指定は琵琶湖の多様な生物の生息環境を確保するものであると共に水質 保全対策も効率的に対応できよう。なを、北湖が湖岸までAA類型であるとして、流域に生活する人々や水生 生物、水鳥に良い環境なのか。流域に100万人以上の人々が生活し、広い耕作地が存在する琵琶湖でAA類 型が達成できるのか、併せて議論すべきである。(AとAAの中間のAaを県条例で設定できないか。)

3)河川の水質保全のあり方について

河川については、淵が粒子状の有機質を堆積させて分解し、瀬がせせらぎにより D 0 を供給すると共に底生生物により水質を浄化する。連続する瀬と淵は水質浄化に有効であると共に、淡水魚の良好な生息環境であるので、堰・落差工を設けることも含めて積極的に瀬と淵を創成することが望ましい。

個人 069 大阪府交野市

意見 - 4 河川・湖沼と生物の多様性に係わる基本理念

生物の多様性を復元する「水と緑の生物の回廊」

陸域と海洋の豊かな生物の多様性を支える栄養塩類の循環

[はじめに]小林委員は「河畔林が治水、ビオトープネットワーク化に有用である」ことを提言され、河川を「生命的回廊」として、海域ビオトープと陸域ビオトープを連絡する意見もある。河川整備計画に「生物的回廊」や多自然型川造りを取入れることについての基本理念をまとめた。

1.生物の営みと栄養塩類の回帰について

地球上では生産者の植物が無機栄養塩類、CO₂及び水を吸収し、無限の太陽Iネルギーにより有機物を生産して増殖する。これを動物が捕食し、動物の排泄物及び植物、動物の遺体(有機態)をバクテリア等が分解して無機栄養塩類とする回帰が行われて生物は永続して生存できる。

2.生物の生存を支配するリンの挙動

リン酸(リン)は植物の*1)生存・増殖と捕食する動物の生存を支える重要な物質である。

1)無機リン循環の歴史的な変化について

地球上には岩石風化によるリンを水が溶かして海洋へ運搬する「陸地 河川 海洋」へのリンの流れと、河川を遡上するサケ、マス等や海洋の魚類を捕食する鳥類による「海洋・湖沼 河川 陸地(林野)」へのリンの流れがある。即ち、地球上では海洋・湖沼 河川 陸地に連なる水循環系と生物移動系の作用によるリンの循環が行われている。

2)栄養塩類の循環と生態系の拡大について

河川により運搬・蓄積された海洋のリンは、豊かな動植物を育て、サケ、マス等が捕食して数千倍の体重に育ち河川の上流に遡上する。これは海洋のリンを遡上性魚類が、河川により陸上の奥深く運搬することである。 晩秋に遡上したサケ・マス等の一部は、河川の上流で鳥類や哺乳類に食べられ、その排泄物や遺体は林野に散布される。 産卵を終えたサケ・マス等は生命を終え、春の雪解け水により下流に運ばれ水生昆虫、甲殻類等を育てる。

水生昆虫は羽化して陸地に飛び立ち、死滅して林野にリンを供給し、また鳥類は水生昆虫を捕食して、より 広い範囲の林野に排泄物(リン)が散布される。このように魚類、水生昆虫と鳥類、哺乳類の行動が、水循環 を媒体として海洋・湖沼から河川、河川から林野へのリンの流れを生み、陸上動植物及び海洋動植物が豊か な多様性が創造された。

3. リン(栄養塩類)循環の問題と河川整備計画策定の理念

河川は堰、砂防ダムの設置等により魚類等の遡上が困難となり海洋からリンの運搬が損なわれ、また瀬、淵、 わんどが失われ落葉等を貯留する機能が損なわれて、水生昆虫等の生育に支障を与え、水域のリンの回帰、林 野へのリンの移動が損なわれている。

淀川水系の豊かな生物の多様性を保全するには、海域ビオトープ (海洋、干潟、タイドプール)から陸域ビオトープ (河川、湖沼、林野、耕作地等)の間の健全な水循環と栄養塩類循環を再生することを基本理念とすべきである。河川整備計画では、魚の登りやすい川造り、瀬、淵、ワンドの造成及び河畔林帯を整備して「水と緑の生物の回廊」を構築することが基本理念に沿うことと考えられる。

個人 079 京都府

神戸新聞(2001年8月7日夕刊)より抜粋

『 三都"水ネット"

淀川活用、阪神疎小を建設 防災、観光活性化へ 』

京都 - 大阪を結ぶ淀川の水運を復活させ、大阪—神戸間に「阪神疎水」の建設を。京阪神を河川のネットワークで結ぶ計画を、近畿地方整備局などが検討している。

災害時の人や物資の運搬、防火用水などに河川や河川敷を活用し、水と緑を満喫できる街づくりが目的。同整備局は「三都を"水"でつなぎ、防災、観光、さらには経済の活性化につなげたい」と意気込んでいる。計画では環境面も重視し、汚泥の除去や魚道の整備をして自然生態系の回復を図るほか、船着き場や水辺などで樹木や草花を育てるという。

同整備局は、阪神大震災をきっかけに、河川を災害時や防災に利用することを検討。淀川ではすでに、船着き場や緊急時の交通手段に使うための河川敷整備などに着手した。今後、京都方面の上流域と大阪との往来を遮断している淀川大堰(大阪市東淀川区)に、船舶が通れるようにする閘門(こうもん)を設置し、水上バスなども運航して観光にも役立てたい考えだ。

水量の少ない阪神間の河川に淀川水系から防火・生活用水を引く「阪神疎水構想」では、兵庫県芦屋市など二カ所で、水路整備や周辺での植樹などのモデル事業を行っており、整備局はこの結果を踏まえ、事業化を検討する。

- 1.上記のような、明快な方策(構想)が不可欠と思うが、当委員会との関係は、どうなっているか知りたい。(構想力と 裏付け技術を分けて議論すべき)
- 1. "関西の復興にとって河川とは何か"という視点がコンセプトとして強く打ち出されるべき。
- 1.猪名川水系を三川の重要な文化河川と位置づける視点が弱いのではないか。

個人 086 兵庫県川西市

「淀川」は、生きた教材

・・・・流域各地に『淀川』学習の拠点校づくりを・・・・

1. 教育現場の現状。

残念ながら、淀川本流に接する校区を持つ小・中・高等学校においても、支流に校区を持つ学校においても、「淀川」を総合的に追及した実践例を見いだすことはできない。部分的に扱かうか、触れる程度の学習で終わるものが多い。したがって、児童・生徒たちにとって「淀川」は、生活から離れた忘れられた存在になっている。

2. なぜ、「淀川」学習が低調なのか。

まず、教師に、「淀川」のすぐれた機能、流域の人々に及ぼしているすぐれた役割が理解されていないばかりか、流域民の生活を破壊しかねない「淀川」の変貌への切実感や危機感が乏しいことにある。また、将来にわたって、流域の人々の生活に欠くことができない「淀川」の恵み、生活に密着した「淀川」のめぐみを総合的に追及し、わたしたちの「淀川」へ高めることの大切さが、認識されていないことにあると思われる。

仮に心ある教師がいても、「淀川」を教える適切な教材や、話を聞いて学ぶ人材やわかりやすく利用しやすい施設が乏しいこともあって、すぐには実践できない状況が原因となっていると思われる。

3. 総合的な「淀川」学習は可能。

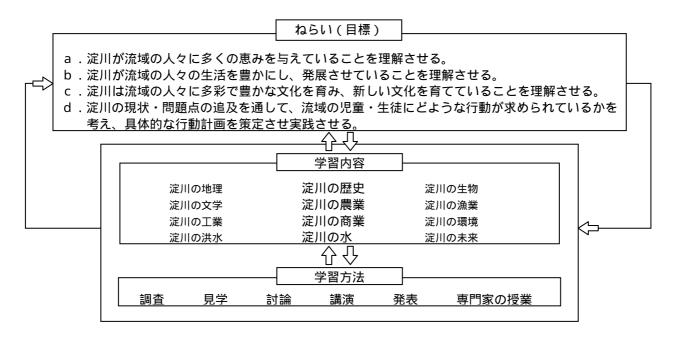
「淀川」を総合的に学習することによって、流域の児童・生徒にとっての母なる川への理解にとどまらず、知識を覚えることに熱中している児童・生徒たちに、今一番欠けている「自ら課題を設定し、調査し、追及し、解決する力」、「学習の方法」「追及の意欲」「協力して問題を解決する実践力」を身につけさせることができる。

さいわい、平成14年から、小学校・中学校で、平成15年から高等学校において、「総合的な学習の時間」がスタートする。 ご存じのように、この学習の目的は「これまでの覚えることに主眼を置いていた教育から、考える力を身につけさせること」にある。この時間は、各学校が、又は各学年が年間を通して独自の追及テーマを設定し、一年を通じて追及できる時間が与えられたものである。

各学校は、学校独自のテーマを設定し、学校教育の目玉を作ることになっている。

この学習の時間に「淀川」を総合的に学習する、特色ある学校が現われれば、すばらしい事だと思っている。「この時間に、 『淀川』学習をしませんか」と呼びかけることが大切である。ただ単に、呼びかけるだけでなく、それをサポートする早急な体制 作りが必要になってくる。

4. 総合的な「淀川」学習とはどんな学習か(試案)。



5. 総合的な「淀川」学習を可能にする諸条件

まず必要なことは、教師をサポートする体制を、「淀川」に関する専門家たちが力を結集して、作ることである。例えば、「淀川」学習を実践できる教師を発掘すること、上記の学習内容を、児童・生徒に理解しやすいように書きあらわしたパンフレットを豊富に用意すること、教師の要望に応じて、専門家を学校へ派遣できる体制を整えること、「淀川」関連施設を児童・生徒に利用しやすいものにすること、さらに「淀川」学習に関心のある教師を定期的に集めて、実践交流を実施し、淀川を深く勉強したり、効果的な学習方法を研究できる体制を構築することだと思う。このためには、貴委員会の「流域各地に『淀川』学習の拠点校づくり」が、大切になってくる。

個人	097	兵庫県尼崎市
----	-----	--------

川の高水敷で虫取りをしよう

私の近くにある猪名川(藻川を含む)では、高水敷はきれいに草刈がされており、散歩やランニング、また学校や幼稚園の子供達の課外活動に利用されている風景をよく見かけます。しかし虫取り網を持って走り回っている人たちを見ることは殆どありません。これだけの草原がありながら虫が少ないのは刈られている草の高さが低すぎるのではないでしょうか?また草の種類が単一化しているのではないでしょうか。虫は草を食べたり、その草に隠れたりして生涯を送ります。そのためにはもう少し高い草丈、例えば30cmとか60cmくらいの高さが必要と思われます。綺麗過ぎて虫が住めない環境になっていると思います。全体の1割とか2割ほど適当に管理された草地(少し高い草丈を維持した草地)を作ってもらえませんでしょうか。淀川などでは自然状態でおかれているエリアがあるんですが草丈が高すぎて子供達は怖がって寄り付こうとしません。大人でも1人では不安です。周辺を綺麗に刈り取られた50cmくらいの草丈のエリアが適当ではないでしょうか。

このくらいの草丈ですと日本古来の雑草も生息できると思います。ヨモギやヨメナなどは低く刈られると生存できなくなっているのではないでしょうか。彼岸花や和スイセンなどの球根も草刈時期との組み合わせで生存できると思います。クローバーの花が咲く時期にはそのエリアだけ刈残して花を楽しむことはできないでしょうか。統一規格化された草刈ではなく野草が楽しめる草刈があればとてもすばらしいと思います。多様性のある高水敷が生まれたらとても楽しい憩いの場として多くの人々が利用できると思います。小さな虫たちが住む環境は人が安心して住める水や空間の証ではないでしょうか。

個人 099 兵庫県尼崎市

余野川ダムの利水計画中断の要望

私は、猪名川支流の余野川ダムについて、建設を中止すべきだと考えます。

同ダムによって生じる利水の90%、日量9万tを阪神水道企業団が取得する事になっており、そのための137億5千万円の負担金もかなりな金額が既に払い込まれています。

しかし近年の産業の変化、人口の停滞傾向、節水意識の向上などの結果、阪神水道企業団構成の四市の水需要が、 今後大きく伸びる事はもはや考えられません。最近 10 年間の阪神水道企業団の配水実績を見ても、1日最大排水量 は 1994 年の 975060t を最高に、100 万 t を上回った事がありません。

これは同企業団の取得済み水源 1193800t の 82%にとどまります。同企業団にとってこれ以上の水源確保は不要となっているといえます。

したがって取得予定の余野川ダムの水利は、阪神水道企業団にとって、もはや不要です。またもう一つの利水取得予定者の箕面市もその水源を不要としていると聞きます。不要な利水開発をこれ以上続けることは、水道事業への負担、 ひいては市民への負担をいたずらに増大させるだけです。

また治水面でも、余野川、猪名川の現在の計画高水流量は過大だとの説があるなど、このダムの必要性はなくなっていると思われます。財政的にも大きな負担であり、自然破壊の弊害については言を待たないこのダムの建設を、この際根本的に見直されるよう要望します。

個人	個人
----	----

淀川水系流域委員会への意見提案

1. 問題点

我々年輩者が子供の時には、非常に近い関係にあった川が、現在の子供達にとっては、遠い存在、或いは 近寄っては危ないものとして、教えてしまっている事が問題点と考える。

2. 理想•要望

日本の河川は距離に対して高度差が大きく、一寸した大雨でも大水が出て、洪水になります。淀川でも 1972 年に死者 10 名、浸水家屋 4 万 3 千戸という洪水がありました。その後 30 年間、関係者の努力でありがたいことですが、淀川から洪水はなくなりました。

今後もスーパー堤防等で対策を進めて行く必要はありますが、ソフト面での努力に力を注ぐ時になったと考えます。

アメリカ・サンアントニオの運河のように、川床料理で有名な貴船川のように、

長靴で、或いは素足で水辺に子供が下りても危なくない川づくり。

水質は市民全員が自分たちの問題として、関与していくものとして啓発していく。 いま淀川では釣り人が増えています。しかし、釣った魚を食べますかと聞いても、 一人として食べるとはいいません。鮎が釣れる川になると雑魚でも食べられると 考えるでしょう。鮎が釣れる水質が目標。

1990年頃に「お帰りなさいサツキマス」というイベントを行っていましたが、 最近は聞かなくなっています。しかし、帰ってきたサツキマスが自由に淀川を 遡上できること。

淀川より大阪湾に船では淀川大堰にて塞き止められる。緊急用を含め、舟運のための対策を。

3. 実現方法

淀川における洪水対策は、ほぼ終了とし、真に親水という観点から淀川に対する 検討を進める。

水質対策は官・産・市民が自分達の問題としての自覚を促し、それぞれの立場 から対策を求める運動をおこす。

魚道の設置。

大堰に水門を設ける。

4. その他

淀川のホームレスは最近異常に増加している。安心して家族の憩いの場とはなり 得なくなっている。対策が必要。

ここでの淀川は枚方より下流をイメージしています。

個人	個人	126	京都府宇治市
----	----	-----	--------

琵琶湖・淀川のさらなる水質改善のために(提案)

- -. 琵琶湖・淀川水系の新たな水質環境基準の設定
 - 1) 河川整備計画の中で、新たな水質・水量環境基準(または計画目標)を設定すること。
 - 2)上記基準を達成するための具体的方策を示すこと。
 - 3) それら方策の実施順位を示すこと。
 - 4) 方策の優劣を、B/C により評価すること。
- ニ. 新たな水質・水量環境基準には次の視点を考慮すること
 - 1)水道原水と各種排水の分離(用排水分離)
 - 2)上記1)を達成するために、神崎川、寝屋川、大和川など、すでに水道水源として利用されていない河川は、非水源河川として位置づける。
 - 3) 非水源河川では,従来の水質環境基準を達成すればよいものとし,その他の水源河川では,さらに高度な基準 達成を目指すものとする。
 - 4) 水源河川の環境基準では、水道原水に適するのみならず、水泳も可能な基準とする。
- 三. 上記水質・水量環境基準を達成するためには、淀川の河川維持用水の再配分が不可欠
 - 1) 琵琶湖流域の下水の三次処理水を,大和川支川佐保川に入れ,さらにこの水を,亀の瀬下流で二つに分けて,寝屋川支川恩智川と大和川本川とに入れる。

すなわち、琵琶湖内での N.P の蓄積を減ずるとともに、あわせて大和川と寝屋川の浄化をも行う。

- 2) 既設の寝屋川の浄化用水は、水量を減じた上で、河川維持用水としての位置づけを行う。
- 3) 淀川水質保全水路の流末は神崎川とする。
- 4) 従来の神崎川の維持用水は、新淀川の維持用水にふりかえ、大堰の魚道を通して下流に放流する。
- 5) 旧淀川の河川維持用水量も,必要に応じて見直す。
- 6) 長柄可動堰の嵩上げで産み出した 10 トン/毎秒の利水用水は、国で買い戻したうえ、あらためて維持用水として位置づける。

以上提案いたします。御検討ください。

個人 138

問題点:淀川水系で、今、何が一番問題か?

流域下流域は人口、資産等の集積地域で中枢機能も果たしている。

大洪水で堤防の決壊、浸水等で人命、資産の喪失が絶対あってはならない。

河川の治水機能は保険的であるため、大災害の被害に遭遇しないと普段は疎かになりがちである。

浸水想定地域に住む人たちもこれまでの治水事業の効果で安全度が向上したためにかえってその危険性を知らないのは非常に問題である。

理想。要望:どのような川が望ましいか?

治水(保険的)、利水(日々の生産的)、環境(自然的)機能がバランスよく維持されなければならない。 全体の機能が10とすれば私の考えでは、治水機能7,利水機能2,環境機能1,程度と考える。 国土の自然環境の破壊は近年いたるところで進んでいるが河川が残された自然環境だといって治水機能を弱体化 してまでは問題である。

実現方法:そのためには、どのようにすべきか?

- 1. 治水:高規格堤防(スパー堤防)を促進することによって洪水による破堤、決壊等を未然に防ぐ。
- 2. 利水:水量の確保よりも水質保全として下水処理水のさらなる高度処理等の推進
- 3. 環境:河川の残された空間をよりよい自然環境を保全、育成することが大切である。

河川敷きも明治時代の河川工事の実例からも、コンクリートとか、鉄で一面に固めないかぎり、また急激な大規模工事で変化をあたえない限り自然環境は追随してくれる。

個人 139 奈良県奈良市

優先順位の討議を忘れるな

河川に就いての私の基本的なスタンス

私は、19 世紀デンマルクがドイツとの戦いに敗れ領土を失った時、荒蕪の地ユトランドを植林と土木技術を駆使して 薔薇の咲く処となし祖国を救ったエンリコ・ダルガスの話に触発されて土木技術者になり、昭和28年建設省に職を奉じ、 爾来30年間河川行政に携わり、「河川は水源山地から様々な経路を経て海に至るまで、多様な形態を有し、極めて広 範且つ多元的な機能を果たしている存在である。従ってその管理に当たっては、当面する一局面のみを見るに留まら ず、広範且つ総合的な見地に立って、広く知見を集め、優先順位を勘案しながら事に当たるべし」を持論とし、且つ実 践してきたと自負する者である。従って、昨今、世を挙げて河川問題を多面的に取り上げるようになって来たことには、 私は絶対の賛意を表する。

然し、その私でさえ、「自然」の定義もせず、原罪意識もなく「自然」を礼賛し、アプリオリにダムはムダだとか、老朽化し危険になった堰の改築も反対だとか、コンクリートの護岸はご免だとか、恰も治水はもう古いと謂わんばかりの一部の輿論やそれに喝采する一部のマスコミの論調には大いに懸念を感じている。

特定の課題に就いて声高に発言するラウド-マイノリティ(loud-minority)を支援する一部のマスコミの前で、サイレントーマジョリティの声がかき消されているのではないかと懸念するからである。

忘れていないか、我々が氾濫原に生きていることを。

日本の平野は川が造った平野である。ひとは往々にして忘れ易い。平常は現在の河道が太古の昔から存在していたと錯覚しがちである。確かに現在の概略の地形は河川の自由な氾濫によって形成されたものである。しかし、ヒトの文明の発達にしたがって、或る時は河の氾濫を恐れ、或る時は水を求め、或る時は耕地を求めて、人為的に河道を付け替えた跡に出来したのが現在の平野である。しかも、当時としては精一杯であったであろうが、不十分な堤防によって河道の自由な遷移を拘束した為に、破堤と氾濫は繰り返され、現存する堤防は周囲の低地よりも高いところに構築されているのが通常である。洪水は住民の住む平地よりはるかに高いところを流れるのである。我々はこのようにして出来た川の跡の平野に、農地を拓き、住居を造り、都市を拡げ、生命を託し、営々と財産を蓄積し、生活を営んでいるのである。

現存する川は、自由な遷移を厳しく制約されて来た人工造物であるという認識は忘れられがちである。

それでも、河川は地球の形成要素そのものであるから、この制約された川の中でも、自然の営力は絶え間なく働き、河川の形質は絶え間なく遷移し続けており、他の公共物に比して最も自然造物的であることは論をまたない。

忘れていないか、洪水の恐ろしさを。

私は幾度も、大洪水、高潮、津波等の災害に遭遇し、被災地の惨状を嫌と謂うほど見て来た。平生は穏やかな河も、 洪水時には、恐ろしく変貌し、堤防いっぱいに泡立つ水が流木と共に流れ、堤防は打ち震える。

淀川では昭和28年の破堤、36年の高潮以降、大災害はないが、改修工事の進捗によって事態は改善されつつあるが、この数十年間大きな降雨や高潮がなかっただけのことであり、安全度は有限であり、未曾有の豪雨、高潮、などが絶対に発生しないと謂う保証は無い。その時になって行政を非難しても遅い。

寧ろ、堤内人口、資産は増大しており、住民の危機意識の低下は、いつか必ず、我々が氾濫原に生活している事を、いやと言う程思い知らされるのではないかと、私は責任から開放された今も、淀川とその周辺に広がった市街地を見て、戦慄を覚えることがしばしばである。

淀川流域委員会は何を議論し何を決めるべきか。

私は、先に述べたように、河川が多様な形態と、多元的な機能を持っていることを前提にして河川の将来を考察すべきであると考えている。従って、流域委員会が、川に依存する生き物、景観、水質、その他諸々の要素すべてを採り上げて、多くの関係者の意見を聞き、夫々の機能を向上すべく討論するのは当然である。

しかし、総ての事項が大切だとして同列に盛り込むのは、何も決めないのと同じ事である。物事には必ず優先順位がある。その優先順位を討議し、決定するのが、流域委員会の最大の課題だと考える者である。

私はこの一文で洪水の恐ろしさを強調した。しかし、だからと言って、治水が大前提だと言っているのではない。治水も多くの考慮すべき要素の中の一つに過ぎない。ただ、日本の平地では治水に第一の優先順位を与えられる筈だと考えるのである。淀川が重要な水運路であった時代には、水路の維持にも高い優先度を与えていたことを想起すべきである。優先順位とはこのようなことである。

一例を挙げよう。遊水地は別として、洪水の疎通を阻害する川の中の森には、如何なる優先順位が与えられるのであろうか。私は鳥の塒は堤内地に与えるべきだと考えるが、如何に委員会は結論するであろうか。

NPO	141	

< 余野川ダム事業を中止とするよう求める意見 >

国土交通省が大阪府箕面市下止々呂美で進めておられる標記事業は、治水面、利水面、また自然環境負荷面からも不要であり、「淀川水系河川整備計画」策定に際して中止とされるよう意見を提出します。以下に、理由を記します。

- ●治水面 ①余野川は、猪名川合流点まで掘り込み河川であり、②現況に整備されてきた過程で破堤や長時間浸水など深刻な水害が生じていない。③猪名川は合流点直下流部の河積拡大工事が完工し、さらに下流は現況に形整されて以来、破堤や溢水に近い水位が記録されたことはなく、藻川分派点までの河川敷は広く、必要に応じて低水路の拡幅は容易に図れるため、一庫ダムと併せて河道内で洪水流を処理することが容易。④余野川の基本高水 1320 立米/秒は余野川ダムの直接・間接流域面積 27.8 km² に対して大き過ぎる。クリーガーの図表 (200 年確率) によると、近畿地域の 27.8 km² に対する比流量は約 25 立米/秒/ km²、したがって高水流量は約 700 立米/秒。100 年確率では高水流量は 580 立米/秒となり、明らかに 1320 立米/秒は過大で、比流量を逆算すると 47.5 立米/秒/ km²の極めて過大な値となる。
- ●利水面 ①水道水として1日最大9万立米を取得する予定の阪神水道企業団(尼崎、神戸、芦屋、西宮の4市水道事業者)は水需要が伸びるとは考えられず、新たな水源確保の必要がない。②箕面市は、水と緑の健康都市と止々呂美集落への給水について、2010年で1人1日平均使用量380%、最大給水量475%、1日最大1万立米としているが、その根拠は475%×給水人口20400人=9700立米で、人口が過大。③健康都市は人口レベルで1/3以下の5000人まで計画が縮減され、給水計画はさらに過大となる。④また大阪府企業局が、健康都市の水源を見直し、府営水道導入の検討を表明。ダム利水では水道料金が2倍以上になる箕面市はこれを受けて府営水道への変更の検討に入るため、ダム利水の必要性はさらに低くなる。
- ●自然環境面 ①ダム計画地一帯は、国の環境基本計画の里地自然地域に相当する豊かな生態系を擁した里山で次世代に引き継がねばならない極めて貴重な財産。②健康都市を含めた両事業計画地域では、種の保存法の希少野生動物であるオオタカが繁殖、ニホンジカなどの大型動物をはじめ、ダルマガエルなどの絶滅危惧種も多く生息。③止々呂美は昆虫の宝庫で、環境省レッドデータブックの希少種・オオムラサキは大阪府では止々呂美が数少ない重要な棲息場所。また、大

淀川水系流域・共創のまちづくり川づくりへ

新しいまちづくり川づくり

川の方に向きかえる!

- もっと川を使いこなそう・川を使いながら守っていこう
- 川に親しもう、馴染んでもらおう
- ・舟運や河川空間など、川の活用への潮流をおこそう
- 「川のある魅力的な風景」をめざしたまちづくりをしよう
- みんなでまちづくり川づくり、地域の資産づくりから 地域経営に向かおう

地域の人をもっと活かす

■知的資源の活用

- · 学識経験者、文化人、郷土史家、
- ・オピニオンリーダーの育成
- ・語り部、案内人の育成

■住民参画

- ・ 「会社人間から地域人間」へ、 [会社経営から地域経営]へ
- ・主婦層の意見を引き出そう
- ・若者層の関心を惹き付けよう
- ・NPO、ボランティア、婦人会、青年会、地元団体、地元企業

■次代を担う子ども達

- 学校教育・総合的学習との連動、次代育成を推進 「堤防や河川敷は教育の場として重要」 「川で何をするかよりも、川から何を学ぶかが大切」 「川に近づく環境づくり、危険安全な処を教え学ぶ」
- ・川に学ぶ、地域を知る 「流域往来(今昔)」「マンガ両岸絵図」

地域を活かす

- ■水土に根ざした水とみどりのネットワーク形成
- ・川から地域へ、「にじみ」を熟成していく

■交流連携を促進する流域共同体

- ・上流~下流のネーバーフット(近隣性)
- ・交流をひきおこす地域連携と拠点づくり

■地域の資産づくり

- ・地域資産・資源の棚卸しをやってみる (自然景観・歴史資産・文化・催事・地場産業・人的資源)
- ・地域経営を行う(NPO等による地域経営構想)
- 水のめぐりとめぐみを活かすまちづくり

■情報発信力の強化

情報受発信の拠点づくり

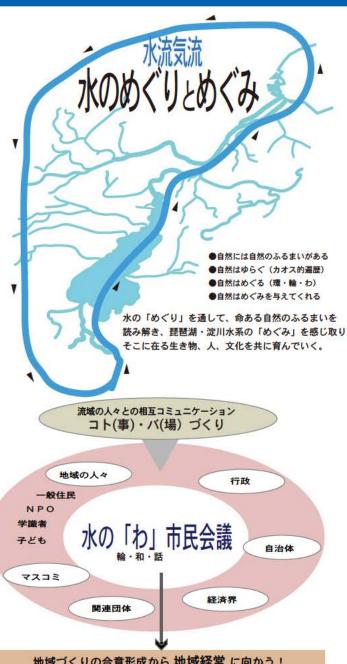
川を活かす

■舟運の復活

- · 水上輸送路 (物流)
- 観光船就航(川の駅、川とまちのターミナルパーク) 「毛馬公園水都ターミナル」(私案)

■水の利用

生活用水 ・産業用水 「川と産業」 ・農業用水



地域づくりの合意形成から 地域経営 に向かう!

地域の資産・資源の棚卸しを行い、組み立てなおし、パブリックベネフィット (公の利益=収穫逓増の法則) のもとに、流域全体での地域経営に向かうべし!

川に向いた安全ですてきなまちづくり

■川に向いたまちづくり

- ・河川空間を取り込んだ潤いのあるまちづくり・安全安心のまちづくり
- ・爽やかな水流・気流を生むまちづくり
- ・魅力快適「ロマンティックリバーサイド」
- ・川とまちの、エイジングをとりこんだ プログラム・プラン・デザイン (毛馬治水ノスタルジックパーク・・・)

■風景となる川づくりをめざす「リバーフロントデザイン」

- うるおいの水辺空間・河川敷(緩傾斜堤防・河川公園・せせらぎ水路・噴水・ 池・花壇・低木樹木・多自然型護岸・船着き場)
- リバーサイドファニチャー(ベンチ・照明・ゴミ箱・トイレ・・)

流域の観光を創出し活性化させる

- ■流域市町村地歴と観光資源の発掘、「流域観光ガイド」
- ■流域を訪ねて・水と風のみち「流域ガイドマップ」(上流から下流までの散歩道)
- ■川から眺める「両岸絵図」(人々の暮らし・自然・生物・歴史文化・観光・産業)
- ■観光船就航 (川の駅、川とまち結節点)
- ・ホスピタリティ・「みられて、みる」ことで、輝き出す地域 ■観光場の条件
 - ・歴史、文化や博物学的興味の充実・エンターテイメント装置
 - ・日常の時空間からの脱出、癒しの空間
 - ・ミステリアス、ロマンの体感空間、異次元、未知の感動
 - ・ふれあい.情報交換、食の欲求・・・

川と自然環境

- ■生きものとの関係 ・小動物・昆虫「生物マップ」・魚 ・鳥 「生物館」
- ■保全と創生 ・ビオトープ ・みどりと水
- 川を見守る■河川美化、河川愛護
- 水質を守る ■水循環 ・水質浄化 ・水質・物性「水の科学」

川と文化、芸術

- ■川による新しい文化の創出「川の文化マップ」
 - ・音楽 <川をうたう ・文学、詩歌〈川をよむ
 - アート<川をえがく 写真<川をうつす ・彫刻オブジェ・工芸 ・歴史遺産<淀川資料館
 - · 芸能. 踊り ・川と祭、年中行事 ・宗教、神話、伝説 ・川の味覚
- ■歴史文化遺産を活かす

川に学び、川と遊ぶ ふれあいのステージ、交流出合いの場

■川による新しい遊びの創出 ■娯楽 (アミューズメント)

■水上スポーツ ・カヌー、ヨット、ウィンドサーフィン、レガッタ

■川遊び ・プレジャーボート、船遊び、泳ぐ、いかだ、草舟流し

■川辺で遊ぶ ·キャンプ、釣り

■イベント空間 ・河川敷をステージにふれあい交流の場

若者のエキサイティングなステージ

・水上ミュージアム ・アクアシアター

佐々木 進

自宅: 大阪市都島区網島町14-8-501号 電話(06)6357-9103

会社; (株)フルハウス/大阪市北区与力町4-8 電話 (06)6353-8141

個人 178 奈良県大和高田市

山林に植樹すればダムがいらないと言う意見について(猪名川)

山林に植樹すれば、確かに降雨はハゲ山よりは浸透する量は多くなる。

但し、初期降雨は浸透しますが梅雨時期の様にしとしとと降り続ければ山地は飽和状態になり、一定量以外は山地斜面から流出する状況になる。(特に日本の山は急峻である。)

また、台風時の集中豪雨時は1時間に10ミリ以上の降雨が5時間から10時間も降る時がありますし、最近では1時間に60ミリ~100ミリも降る時があります。

この様な降雨時は殆どの水が流出する。

この多量の水量を河川で受けることになる。

また、ほかの流域の河川(支川)からの流出量も加わり、多くの水量がその河川の中流部から下流部へと流下し危険な状態になる。

日本の阿川はどこでも中・下流部が市街地になっており、破提等が起れば大変な被害が発生する。

この様な事をなくす為にも、上流部に於いて「ダム」を設け流出量を調整し、洪水時には中・下流部の市街地を危険な状態から守る為にも「ダム」は必要である。

但し、どの河川にも「ダム」が必要とは思わないが、猪名川については多田地区から下流は市街地であり、河川の拡幅は不可能と思われ、その代替として「ダム」が必要である。

個人 181-1 大阪府箕面市

河川は流域全体で安全性、利水、環境の多面的な管理や保全をすることが望ましく、場合によってはその流域の土地 利用も含めてマスタープランの確立が大切であると思います。その視点で言うと直轄河川の委員会というのでなく、府 管理区域や市町管理区域も併せて検討を行うことが重要ではないでしょうか。

<問題点>

かなりの改修等がなされ安全性が向上したり、河川空間が住民に開放されてきているが、今の方向が望ましい方向に向かっているか基本的な点から検討をする必要があるように思います。

その第一点は、人口の減少期を目前に控え、租税負担能力に限界が来ると言われる時代に向けて、社会資本は維持管理経費を念頭に置いた効果的で効率的な整備をするシステムを検討すべきであると考える。

<理想•要望>

河川の姿としては、もちろん河川の安全性一義的に考慮すべきであるが、その機能として持つ利水や自然生物との共生が図られる必要がある。その意味において法改正は環境を加えられたことを評価され、その精神を十分生かした整備のあり方を検討していただきたい。

<実現方法>

冒頭に述べたように、山の保全や周辺の土地利用も含めた総合的な流域全体の方針を検討することが必要と考えます。

たとえば、開発にあたってはキャパシティの設定なども必要となるかと思います。すなわち、既成市街地の高度利用(都市再生等)により必要以上に負荷の増大を制限することや、開発利益の合理的な吸収による保全対策費用の創出なども視点に入れたシステムの確立が必要かと思います。

類似的な考えは、すでに水源に関して下流地域が負担をする制度や、森林保全のための交付税を求める意見も在り、十分検討に値する考えと思います。

河川利用	199	兵庫県尼崎市
197717171	133	

猪名川、藻川への想い

有史以来氾濫が繰り返された猪名川藻川の河川改修は、地域住民の切なる願いであったが、国土交通省の「利倉揵水路計画」として大改修工事が進められ、昭和 44 年に完成を見て、尼崎の流域住民は安心して日々を過ごすことができるようになった。また「猪名川の自然と文化を守る会」の熱心な取り組みにより、猪名川廃川敷に多くの自然が残され都市の大才アシスとなっていることは慶賀にたえない。しかしながら、住民の意識は時が過ぎるにつれ、河川改修の喜びが失われつつある。感謝のための記念日などを設け、防災への心構えなどの喚起も行って関心を高めていかなければならない。

河川堤防をはじめ河川敷は、尼崎は、最高度に利用されていることを喜ぶ次第であるが、環境改善のためビオトープなどを取り入れて虫や鳥の憩う場作りも必要であろう。従ってある程度雑草を残すなどの維持管理が望まれるとともに、野草、宿根草や低木などを植えて「花の咲く堤」づくりをする場も考えていくべきであろう。

また、現在藻川堤防が舗装を行わず、散歩道として市民に親しまれている。島の内(猪名川、藻川に 囲まれた地域)全域の堤防が全行程を車が乗り入れず安心して歩いたり、ジョギングができるように、配 慮した堤防作りが望まれる。

現在尼崎市では、猪名川自然林(猪名川廃川敷)周辺の地域を対象に尼崎市政 80 周年記念振興事業として「自然と文化の森整備構想」の策定が進み、尼崎市、市民、事業者が協働で構想を進めるグラウンドワークの実践が試みられている。猪名川、藻川堤防と河川敷についても、市民の憩いの場として、子どもたちの環境教育の場としての機能が求められている。

また、地元市議会議員や地元農家、市民らが、河川敷に植物を植える試みをはじめており、猪名川工事事務所との交渉の末、今年の春には、チューリップの花壇が市民の目を楽しませた。最近ほとんど堤防で見かけなくなった彼岸花なども植えていきたいと考えている。その他、河川の清掃活動など、いくつかの市民グループが河川にかかわる活動を続けている。このように、独自の活動が育っていることはよいことであるが、今後ネットワーク作りなどで、統一の認識を育てることも課題といえる。

尼崎市みどり課長、緑政部長として、長年尼崎市の緑化に取り組んできたが、公園、街路樹などでは限界があり、河川敷の緑化は生涯最後の課題と考えている。治水、利水の重要さを無視するものではないが、河川の環境を豊かにすることを望む市民の声も大きくなってきている当市の実情を知っていただきたい。

住民に地域の環境を問うた土道保存の賛否

まず、「土道を愛する会」の活動の経過を述べます。昭和58年、尼崎市では、猪名川、藻川で全周10キロメートルほ どとなる堤防上の道をサイクリング道路として整備する計画がとおり、舗装が上流から始まりました。しかし、この道路は 高速道路や鉄道とぶつかり、もともと自転車で一周することは困難であり、その整備もされないまま舗装だけが先行す るものでした。舗装が進むにつれ、住民から「バイク禁止は建前だけになり、暴走族が走り回ることになるのではない か。」「交通量が増え、事故の増加や騒音に悩まされるのではないか。」という声が上がりはじめました。私が陳情文を 書き、署名運動をはじめました。3日間で5000名の署名が集まりました。驚いたことに署名に賛同したのは川沿いの住 民ばかりではなく、町全体の人たちでした。陳情文には「私たちが川の堤防を散歩道として親しむ理由は、美しい川の 流れ、その流れに背びれを光らせて泳ぐ魚の群れ、そしてその魚を求めて群れる水鳥や釣り人ののどかな姿、河川敷 で群れて遊ぶ子どもたち、土手の草むらで鳴くキリギリスやコオロギの声、その虫を求めて遊ぶ子どもたち、そして、ア スファルトに慣らされた足には、なつかしい土の感触…これを求めるからではないでしょうか。 道路をアスファルトで舗 装しますと土が乾燥し、その上道路の両側の土手は分断されますので、虫は激減いたします。自然の少ない尼崎にと って、川は大事な自然です。私たちにしましては、この堤防は現状のままにとどめてほしいのです。しかし尼崎市民全 体のために開放されるのに必要ならば、この自転車・歩行者専用道路はスピードを楽しむ道路ではなく、老人や幼児も 安全に、そしてこの道路に集まるすべての人々が心やすらぐ所であってほしいのです。」と、猪名川自然林保存運動の 経験から、日ごろ考えている思いを盛り込んだのですが、それが、町全体を巻き込む環境論争に発展したのです。この 陳情が市議会で採択され、反対が強かった地域の 3.4 キロメートルが、土のまま保存されることになりました。「全国で 初めてのアスファルトストップ」と新聞で報道されました。

しかし、その後もたびたび「土ぼこりがひどいので、舗装してほしい。」と、運動後に移り住んできた住民から苦情が繰り返され、平成 10 年、土道の舗装を求める署名運動が起こりました。こちらも、15 年前土道保存の運動をしたメンバーを中心に「土道を愛する会」を結成、直ちに土道保存を求める署名運動を開始しました。再び、堤防上の道は土道保存と決定しました。その後 3 年の間に、藻川堤防の土道は口コミで広まり、犬の散歩やウォーキングのために利用する人が、利用の過半数を占めるようになりました。病院からリハビリのために歩くよう勧められたり、尼崎の離れた地域からバスで、ウォーキングのためにわざわざ来る人もあります。土道は、ウォーキングロードとして、すっかり地域に定着しました。

今後日本は、超高齢化社会になります。堤防上の道に限らず、道路事情は大きく変わります。新幹線や高速道路の整備より急がれるのは、一般の道路ではないでしょうか。老人が安全に歩くためには、歩行者と自転車は分けねばなりません。歩道は、電動車椅子が通れる幅が必要です。車が通れない道を増やしたり、膝や腰への衝撃を考えれば、舗装をやめ土道を増やすことも検討されるべきです。堤防上の道は、膝や腰の弱った老人には、貴重なリハビリ道路になるでしょう。

「堤防上の道を舗装しないと洪水が起こりやすい。それでもいいのか?」と問われれば、洪水は、やはり困ります。けれども、50年に一度の洪水を防ぐためにどれだけの税金が必要か、また環境面でどれだけの損失があるのか、それらを問えば、答えは変わってくるのではないでしょうか?土道保存のための陳情文が地域の環境問題に発展したように、堤防や河川敷がどうあるべきかは、今後どんな社会が訪れるのかを考慮して考えねばなりません。藻川堤防の土道の事例が、何かお役に立てばと思います。

個人 212 兵庫県尼崎市

私は藻川(猪名川水系)のすぐそばに住んでいます。私の家は代々農家で、藻川から水を田んぼに引き込み農業を 営んできました。今でも面積は少なくなりましたが稲作を続けています。

私は現在 34 歳ですが、藻川で遊んだ思い出はザニガニ取りぐらいしかあまりありません。しかし、父親の世代では、藻川で泳ぎ魚を取り、また、河畔林でカブトムシを採ったとの話を聞きます。父親の世代(子供の頃)までの長い間、農業用水や魚などの食べ物を取る場所として人々は川と非常に密接な付き合いをしていたのでしょう。川のことに無関心な現代(私の世代)は歴史の中でも異常なことだと思います。私の孫の世代くらい(30年から40年後)には、私の父親世代のような付き合い方に近づければいいなと思います。

以下に次世代の川の理想のために思うところを書きます。

- 1. できる限り自然環境に配慮して整備された河川
- 2.河川内だけでなく、周辺の自然(里山、河畔林、農地、水路、公園、学校、公共施設等)と連携した整備計画。私の家の近所には、猪名川自然林(猪名川公園等旧堤防の河畔林)が都市部の貴重な自然として残っています。
- 3. 農業用水路などに農繁期以外に環境用水の確保。
- 4. 堤防などは治水機能だけではなく、安全に通行できるような整備(例えば、食満6丁目付近の藻川右岸)
- 5. 生き物と子どもがいる川。子どもが川で遊べば大人は川を大切にし始めると思う。できれば川の生き物が食べることができれば最高。川の魚などが食べることができれば、その川の信頼度は格段に上がると思う。
- 6. あわせて、川で遊ぶ際の安全教育の普及・充実。
- 7.流域単位の住民運動等のネットワーク形成。
- 8. 流域単位の地方自治体の緊密な連携・情報交換。また、新しい流域自治体の形成。(流域毎に合併してもいいのでは・・・。少なくとも機能面で実効性のあるもの)
- 9.河川に関する情報の徹底した公開(HPなど)

河川利用 213 兵庫県川西市	
---------------------	--

川への思いについて

いつもお世話様です。この度機会を頂きましたので上記の件につき申し上げます。

私は、猪名川上流の一庫大路次川よりの取水で農業をする者ですが、近年夏の渇水期には時として取水制限をして おります。

河川管理者の方の呼びかけにより、一庫ダム下流の水利用者の代表が一堂に会して取り決めて実施しております。 しかし、こんな事があっていいのかなー、と思うことがあります。

それはゴルフ場の散水です、当西畦野地区にはその地域の水田と同じ位の面積の鳴尾ゴルフクラブのゴルフコースがあります。それが、多嘉橋の下で川の水を汲み上げて全コースにスプリンクラーで散水している様に思われます。

渇水期に、皆が水に困っている時に青々とした芝生でプレーしている(遊んでいる)のを見ると、これは間違っていると 思います。

当方が見たところ、川の中の民有地の部分から汲み上げている様です。

いくら民有地でも、川の水を汲み上げているのに違いは無いと思います。見たところは全く川の中で、其処には川の水が流れているのですから。

又、近年、ゴルフ場の中に大きな池を造って、その水を散水していると言われていますが、それはまやかし半分と思います。

川から汲み上げる設備を廃棄されない以上は、川から汲み上げていると思います。

皆様はどの様に思われますか。

以上宜しくお取りはからい下さい。